

令和5年度 春日井市立柏原中学校 部活動活動方針

1 学校教育目標

- (1)健康で、気力にあふれた生徒を育成する
- (2)深く考え、自ら学ぶ生徒を育成する
- (3)誠実で、責任を果たす生徒を育成する

2 活動方針について

- (1) 希望部活制とする。3年間継続所属とする。部活動への入退部等の手続きは「部活動編成個票」で行う。
- (2) 顧問は、生徒の特性を把握し、体力的に無理のない範囲で部活動を運営する。
- (3) 部活動について企画委員会で随時活動状況を確認し、必要に応じて顧問会等を開催し、部活動指導の在り方を検討・共有する。

3 部活動について（以下のことを原則とする）

- (1) 部活動の設置及び活動場所について

	部活動名	男女	活動場所		部活動名	男女	活動場所
1	ソフトテニス	女	テニスコート	10	ハンドボール	男	運動場
2	卓球	男	体育館	11	ハンドボール	女	運動場
3	卓球	女	体育館	12	ソフトボール	女	運動場
4	バレーボール	男	体育館 運動場	13	野球	男	運動場
5	バレーボール	女	体育館 運動場	14	吹奏楽	男女	音楽室他
6	サッカー	男女	運動場	15	美術	男女	美術室
7	バスケットボール	男	体育館 運動場	16	家庭科	女	被服室
8	バスケットボール	女	体育館 運動場	17	パソコン	男女	コンピュータ室
9	剣道	男女	武道場	18	園芸	男女	特別支援教室

- (2) 活動時間について

- ア 活動時間は、平日の授業後2時間程度以内（休憩時間除く）、週休日・長期休業中は3時間程度以内とする。ただし、最終下校時刻を厳守させる。
- イ 部活動終了時刻及び下校時刻は厳守し、顧問が責任をもって下校させる。
- ウ 朝練習は行わない。

- (3) 休養日について

- ア 毎週平日1日及び土日のうちどちらかを休養日とする。大会等で休養日がとれない場合は、別の休養日を設定する。また、9教科のテストは7日前、5教科のテストは5日前より活動停止とする。
- イ 長期休業中における土日の活動は原則行わない。また、夏期・冬期休業中には、連続1週間程度のオフを設ける。大会等で休養日がとれない場合は、別の休養日を設定する。
- ウ 顧問は月活動予定を作成し、生徒を通して家庭に周知する。また、校長及び部活動担当に提出する。

4 部活動運営の留意事項

(1) 健康安全への配慮について

- ア 活動の前後に健康観察を行い、生徒の体調を考慮して活動させる。
- イ 活動中の生徒の様子に気を配り、体調不良や負傷の際は適切に対処する。
- ウ 習熟度や男女差、年齢差等を考慮した効果的な練習方法を考え、指導する。

(2) 事故防止及び事故対応について

- ア 必ず顧問が来てから活動を始めさせる。
- イ 健康観察及び準備運動などを十分行うとともに、事故・疾病が発生した場合は、応援を依頼し、顧問が適切な処置を行う。
- ウ 所定の場所で行い、危険防止のため、廊下（渡り廊下を含む）や階段では行わせない。雨天時は、教室や特別教室、体育館等を使用してもよいが、顧問が責任をもって監督し、安全面に留意すること。

(3) 夏季の活動及び夏季休業中の活動時の健康安全への配慮

- ア 顧問は暑さ指数に常に気を配り、生徒の健康状態に合わせ、適切な活動内容を適切な活動場所で行う。ただし、暑さ指数が 31 度を超えたときは部活動を休止する。下校中に熱中症にならないよう、暑さ指数が下がるまで日陰や冷房の効いた教室等でミーティング又は学習活動等を行う。
- イ 水分補給及び休憩については、当日の暑さや湿度などを十分考慮して適切に指導する。
- ウ 緊急対応のため、長期休業中は、校内顧問又は教職員 2 名体制を原則として活動させる。

(4) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

- ア 生徒への指導において、人間性や人格を否定するような発言や行為はしてはならない。
- イ 体罰は学校教育法第 11 条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならない。

(5) 部活動費について

- ア 活動上必要があれば各部活動ごとに徴収する。
- イ 部活動費を徴収した場合は、顧問は会計処理を適切に行い、定期的に保護者に会計報告を行うとともに、校務主任等に会計監査を依頼する。
- ウ 大会参加費及び移動に係る交通費など、その都度必要な経費については、保護者への連絡を文書で行い、個別に徴収する。

(6) その他

- ア 部室や決められた場所を使い、廊下や昇降口では更衣しない。また、自分の荷物や部の備品等は丁寧に扱い、整理整頓する。
- イ 出張や休暇のため顧問が指導できない場合は、別の教員が監督をし活動するか、休みとし下校させる。

5 入部・退部・転部について

(1) 入部（体験入部・仮入部）

- ア 新入生及び転入生には体験入部（新入生は 5 日程度）及び仮入部期間（新入生は 1 週間程度）を定める。
- イ 体験入部期間は複数の部活動を体験させる。また、仮入部期間は 1 つの部活動を 3 年間続けられるか体験させる。
- ウ その後、個票を顧問又は担任に提出し、本入部とする。

(2) 転部・退部について

- ア 転部・退部は生徒、担任、顧問、保護者で慎重に検討して、四者の合意で認められる。
- イ 部の改廃を伴う場合の転部・退部は例外とし、本人の意思を尊重し対処する。